

民間建築物における 吹付けアスベストに関する 調査結果について

国土交通省住宅局建築指導課

国土交通省においては、平成17年7月14日および8月8日に「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」を各地方公共団体に通知し、調査結果の報告を依頼し、このたび報告を下記のとおりとりまとめました。



調査概要

(1) 調査対象

昭和31年～平成元年までに施工された民間の建築物のうち大規模（概ね1,000m²以上）な建築物。

(2) 調査建材

吹付けアスベストおよびアスベスト含有吹付けロックウール。

(3) 調査方法

地方公共団体から建築物所有者に報告を求めること等により実施。



調査結果概要（報告）

12月15日までの都道府県からの報告件数

(1) 調査対象建築物数

254,689棟

(2) 所有者等からの報告数

189,971棟

(3) 露出した吹付けがある建築物数

13,099棟



今後の対応

本調査を受けて、当面以下の対応をとることとしています。

- ・報告のなかった所有者等への継続調査を地方公共団体に要請します。
- ・吹付けが露出している建築物の所有者等に対し、除去、封じ込め等の対策の実施および労働安全衛生法等の関係法令の遵守について地方公共団体を通じ指導をいたします。
- ・その後の改善状況等のフォローアップについて、地方公共団体に対し来年3月末を目途に再度報告を求めることとしています。

既存建築物における吹付けアスベストに関する調査について（報告）

	調査対象の建築物の数	調査報告のあった建築物の数							備 考
		露吹建築物の数 出し付けがアスベストの	の建築物の数 指導により対応済み	未対応の建築物の数	の建築物の数 指導により対応予定	指導中の建築物の数	指導予定の建築物の数		
北海道	10,753	7,238	625	92	533	161	372	0	
青森	2,068	1,824	229	85	144	21	100	23	
岩手	1,831	1,405	151	32	119	26	90	3	
宮城	3,719	2,977	307	15	292	77	64	151	
秋田	1,687	1,495	63	16	47	4	6	37	
山形	1,642	1,475	129	54	75	19	35	21	
福島	5,273	4,288	184	26	158	33	125	0	
茨城	6,250	4,994	347	14	333	24	250	59	
栃木	4,470	3,681	279	25	254	34	204	16	
群馬	4,333	4,047	338	147	191	14	177	0	
埼玉	11,235	7,959	431	92	339	111	137	91	
千葉	11,727	8,929	542	151	391	86	255	50	
東京	10,353	7,486	990	683	307	148	155	4	
神奈川	9,797	9,797	772	269	503	89	281	133	
新潟	4,901	3,492	358	69	289	44	145	100	
富山	2,761	2,235	423	91	332	78	254	0	
石川	3,077	2,405	266	37	229	53	176	0	
福井	2,470	1,965	135	53	82	12	70	0	
山梨	1,473	1,300	196	11	185	13	172	0	
長野	6,701	6,629	443	39	404	119	285	0	
岐阜	4,998	3,715	226	53	173	47	37	89	
静岡	10,367	7,319	736	164	572	152	420	0	
愛知	18,589	11,257	1,262	12	1,250	147	1,103	0	
三重	4,550	2,916	270	19	251	51	165	35	
滋賀	3,773	2,844	296	54	242	104	107	31	
京都	6,939	3,808	482	121	361	99	116	146	
大阪	19,374	14,233	1,930	244	1,686	142	1,544	0	
兵庫	10,707	7,837	686	102	584	98	344	142	
奈良	2,409	1,675	206	7	199	29	170	0	
和歌山	3,242	2,248	126	27	99	25	72	2	
鳥取	1,359	822	83	33	50	7	43	0	
島根	1,482	1,334	88	11	77	17	60	0	
岡山	5,393	4,167	116	21	95	23	72	0	
広島	8,387	4,867	434	63	371	70	58	243	
山口	3,753	2,663	153	4	149	74	74	1	
徳島	2,003	1,631	42	9	33	17	16	0	
香川	2,404	2,200	80	7	73	7	58	8	
愛媛	3,855	3,143	175	31	144	34	110	0	
高知	1,805	1,151	199	25	174	22	66	86	
福岡	15,449	11,383	804	93	711	102	247	362	
佐賀	1,709	1,260	66	15	51	11	21	19	
長崎	2,576	1,930	43	10	33	6	23	4	
熊本	3,397	2,967	271	43	228	33	195	0	
大分	3,094	2,387	158	22	136	4	54	78	
宮崎	1,980	1,581	106	41	65	33	32	0	
鹿児島	2,690	1,973	75	15	60	27	21	12	
沖縄	1,884	1,039	28	3	25	3	15	7	
合計	254,689	189,971	16,349	3,250	13,099	2,550	8,596	1,953	

（注）「指導により対応済みの建築物の数」は原則として本調査により対応した数である。

建築基準法によるアスベスト規制

1 規制対象

吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール



吹付けアスベスト



アスベスト含有吹付けロックウール

ただし、アスベスト含有吹付けひる石、成型品等については、現時点では規制対象とすることは想定していないが、今後、劣化した場合における飛散状況等に係る調査・研究を早急を実施し、飛散防止対策が必要となれば、規制を行うこととする予定。



波形スレート



アスベスト含有吹付けひる石

写真提供：中皮腫・じん肺・アスベストセンター

2 飛散防止対策※

(1) 除去

吹き付けられたアスベスト等を除去

(2) 封じ込め※

吹き付けられたアスベスト等の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成、又は吹き付けられたアスベスト等の内部に固化剤を浸透させ、アスベスト繊維の結合力を強化することにより吹き付けられたアスベスト等からの繊維の飛散を防止する方法

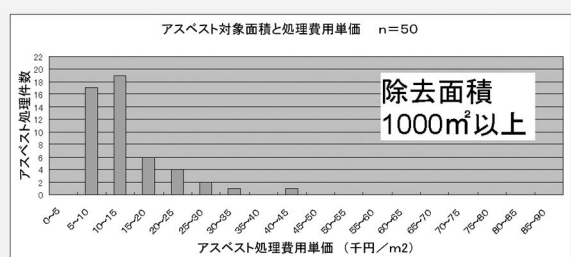
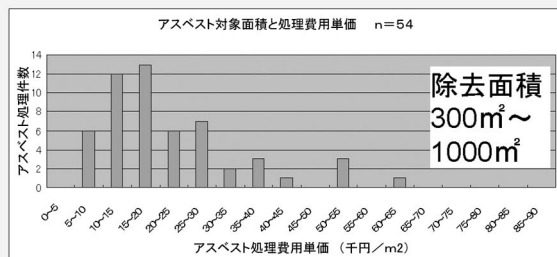
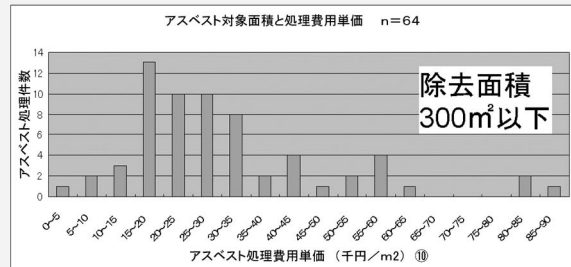
(3) 囲い込み※

アスベスト等が吹き付けられている天井、壁等をアスベストを含有しない建材で覆うことにより、室内等に繊維の飛散をさせないようにする方法

※一定規模以上の増改築(具体的な規模は政令で定める予定)をした場合には、既に囲い込みや封じ込めがなされている場合であっても、増改築にかかわらない部分に吹き付けられているアスベストを含め全て除去することが義務づけられる。

吹付けアスベスト等の除去費用等に対する支援

吹付けアスベストの除去費用
5 千円～3 万 5 千円／㎡程度
(社) 建築業協会調べによる



民間建築物等に係るアスベスト除去等のための主な予算措置

- ①多数の者が利用する建築物に対する補助(優良建築物等整備事業)
補助内容:アスベスト含有の有無の調査費に対する補助
吹付けアスベスト等の除去等に対する補助
補 助 率:国費1/3
予 算 額:平成17年度補正予算50億円、18年度予算52億円の内数
- ②住宅に対する助成(地域住宅交付金)
助成内容:住宅の吹付けアスベスト等の除去等に対する助成
予 算 額:平成18年度予算1520億円の内数
- ③建築物に対する融資
(日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫)
平成17年度補正予算により創設
融資対象:事業者が行う吹付けアスベスト等の除去等に対する融資
金 利:1～2%程度(事業者、貸付年数等により金利は異なる)
- ④住宅に対する融資(住宅金融公庫)
住宅金融公庫のリフォーム融資が活用可能(平成18年度中)

吹付けアスベスト等の除去の推進

建議「建築物における今後のアスベスト対策について」の概要

背景

アスベスト工場の従業員が中皮腫で死亡していたことを公表(17年6月)

また、工場の近隣住民や従業員の家族が中皮腫を発症・死亡。家族・近隣住民
これまでは近隣や家族への影響はないというのが通説。

さらに、文具店の店主が中皮腫で死亡していたことが公表(17年8月)

文具店の2階に吹付けアスベストが露出して使用。建材由来の症例は初めて。

建築物

吹付けアスベスト等の実態調査

民間建築物	13,099棟※1 (12月19日)
社会福祉施設	245施設※2 (11月29日)
病院	324施設※2 (11月29日)
学校施設等	771機関※2 (11月29日)
公共建築物	6,617箇所※1 (11月29日)

※1：露出した吹付けアスベスト等がある建築物数又は箇所数

※2：吹付けアスベスト等があり、ばく露のおそれのある場所を有する施設数又は機関数（社福祉施設及び病院は、飛散防止対策済みの数を含む）

吹付けアスベスト



アスベスト含有
吹付けロックウール



写真提供：中皮腫・じん肺・アスベストセンター

アスベスト対策部会の建議

社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト対策部会を設置(8月)
9月より部会を3回開催。12月に建議としてとりまとめ

建築基準法による規制等

- 飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止
 - ①増改築時における除去、封じ込め又は囲い込みを義務づけ
※成型品、封じ込め又は囲い込みを行った吹付けアスベスト等は規制の対象外
 - ②アスベスト繊維の飛散のおそれがある場合に勧告・命令等を実施
※吹付けアスベスト、成型品等が劣化して飛散のおそれがある場合など
 - ③報告聴取・立入調査を実施
 - ④定期報告制度による閲覧の実施

解体時等における飛散防止

- (解体時)関係法令遵守を徹底
- (地震発生時)応急危険度判定におけるアスベストの飛散危険性の判定

調査・研究・技術開発等

- 調査研究、技術開発の推進
- 室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の検討

環境整備

- 吹付けアスベスト等の除去費用に対する支援制度等の整備
- 住宅性能表示制度における表示制度の整備
- 相談体制の整備、専門家・事業者の育成、普及啓発、情報提供
- 調査マニュアルの作成、調査員の研修 ➡ 詳細な実態調査